名古屋市会議長 殿 名古屋市会各会派 御中 名古屋市長 殿

> 名古屋市中区丸の内 3-6-4 1 リブビル 6 階 名古屋市民オンブズマン 代表 倉橋克実 電話 052-953-8052 FAX052-953-8050

政務調査費制度の改革に対する意見書

前略

名古屋市会各会派におかれましては、議会改革に市民の意見を募集する方針を明らかにされております。私たちもこれまで名古屋市会を含む地方議会について改革をする必要があると考えておりましただけに、名古屋市会各会派の動きについては大いに歓迎するとともに、私たちがこれまで取り組んできた政務調査費の支出に関する意見を述べる次第です。

記

1, 政務調査費の現状について

私たちは政務調査費はあくまでの議会の会派の「調査活動」に対する補助金である、との考えから、現状の名古屋市会の会派に対する政務調査費は実質的には議員の第二給与化している面がある、と述べてきました。各会派や議員の多くは私たちの主張に反対の見解をもっておられることと存じますが、残念ながら、会派や議員から政務調査費が第二給与化されていないことについて説得力のある反論がなされたという記憶もありません。

また、最近、議会における広報の必要性が議会内で議論されているようですが、政務調査費の領収証の公開を越える情報の公開が議論されていないのも残念です。

そこで私たちは政務調査費の情報の公開とともに、使途の適正化も視野 に入れ、本意見を述べるものです。

2, 政務調査費の使途のどこが問題か

政務調査費を用いた海外視察(アンケート結果については別稿で述べることとします)、車レンタル料、パソコン代、事務所費など、支出の合理性

に疑問を持つものが非常に目立ちます。

これは、多くの議員が「議会活動に役立つかどうか」のみを基準として 政務調査費の支出の是非を考えた結果と思います。しかしそのような考え そのものに根本的な疑問をもちます。政務調査費は政務調査活動に対する 補助金である以上、単に政務調査活動に役立ったかどうかというだけでは なく、当該調査が税金をもって賄うだけの必要性、有用性があったかどう か、という「公」の視点が必要だと思うからであり、アンケート結果や訴 訟での立証活動からみて、かかる「公」の視点を意識している議員はまず いないからです。

3, 議会改革の一環としての政務調査費改革

そこで私たちは政務調査費の支出に「公」の視点からチェックするため に、政務調査費についてこれまでのように事前に一定額を支給する、とい う方法ではなく、前年度に来年度の調査内容と予算を各会派に提出させ、 これを市民から選出された独立した委員がチェックする、チェック内容は 公開し、チェックが通った調査活動のみに政務調査費を支給する、そして、 政務調査費を支出した翌年度には領収証、帳簿といったカネの使途につい ての証拠だけでなく、どのような内容を調査したか、という成果の発表を インターネットなどで公表し、会派や議員の仕事ぶりを市民が直接チェッ クできるようにする、という提案をします。詳細は本書面添付のフローチ ャートをご覧ください。市民委員による事前のチェックのイメージとして は事業仕分けを念頭に置いていただくと良いと思います。「仕分け人」たる 委員は市民から抽選により無作為で選出します。議会内部の議員から選出 することにより生じる政治的判断を防ぐことができること、議会運営は市 民のためであることから、市民の「査定」を通ることで直接市民に調査内 容をフィードバックできること、そして何よりも、議員、会派の活動内容 をより透明化することができることが理由です。

事前の市民への調査内容の公表と事後的な会計書類と成果の公表で、よりいっそう議会活動を市民に説明することにつながるだけでなく、議員自身の励みにもなるものと考えます。

なお、このような方法では、急な調査が必要な時にどうするか、という 問題が残ります。これまでに急な調査が必要なことが発生したとは思えな いのですが、仮にそのような場合にそなえるとすれば、後日精算することを前提とした予備費を年間100万円程度各会派で留保することとすれば 足ります。急な調査で100万円以上要するものなど、通常は考えられないからです。

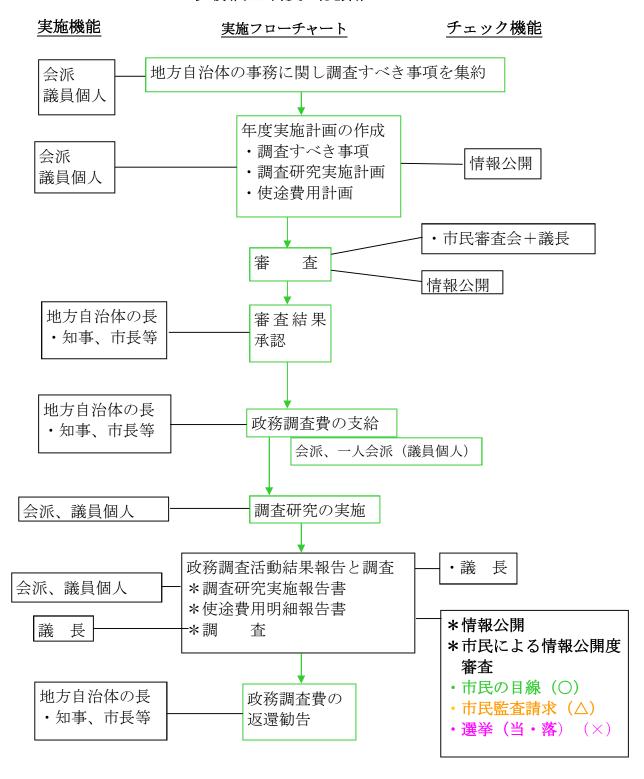
4, 議会改革の要諦は議員活動の透明化であること

市長のみならず、会派の皆様も議会改革をテーマとしておられることは 歓迎すべきことがらです。しかしながら、その改革の基本は、議員活動を より透明化し、議員の仕事を市民がチェックすることがどれだけ可能か、 という点に係っています。その要諦をなすのはやはり政務調査活動がどこ まで市民に可視化されるか、です。以上の観点から、本申し入れをするも のです。

なお、本提案については率直な意見交換も歓迎です。上記連絡先にお問い合わせください。

以上

政務調査制度(提案)



- *実施フローチャートを中央にして、左側に実施機能を、 右側に節目におけるチェック機能を示している。
- *年度ごとにこの実施フローチャートを繰り返す。

名古屋市会 2008年度政務調査費を使った 海外視察アンケート結果

1 はじめに

私たち名古屋市民オンブズマンは本年(2010年)3月、頭書アンケートを名古屋市会に所属する議員個人宛に行いました。

まずはご回答をいただいた議員諸氏に感謝申し上げます。

一方、民主党会派は議員個人での回答はなく、会派での回答だけでした。民主党では議員個人での回答を禁止しておられるのか、所属議員に個人で回答する意思がないのか、いずれかであろうと思われますが、いずれにしても議員や議会の情報発信の重要性を議会で議論していながら、市民の質問には議員個人での回答をしない、という姿勢の矛盾であり、民主党の情報公開に対する鈍感さは深刻です。また、このような旧態依然とした集団による個人の言論の禁止ともいうべきことがらを議会の会派が中心となってすすめているとすれば、政党民主主義を成り立たせる要件である党内民主主義と情報公開を忘れていないか、伺いたいところです。

2 アンケート結果

	海外	回答	件数		合計金額	延べ
	視察回 数	会派	議員で	備考	(円)	参加人 数
民主 党	8	1	0	海外視察は有効である・ 回答はHPで	10,548,827	43
自民党	6		3		1,207,980	14
市会自民	4	0	1	(複数議員連名の回答あり)	4,086,100	16
公明党	0	1		政務調査費での海外視察 は許可しない		
共産 党	0		8	公費で海外視察はしな い。自費です。		
他	0		2	公費で海外視察の経験は ない		

3 結果に対する意見

政務調査費は公費である以上、公費を行うだけの必要のある視察であったか否かが 重要な筈です。このことは公費を使う議員も会社の経費を用いて行うサラリーマンも 相違はありません。そして、私たち民間企業に勤務した市民の視点から言えば、公費 (会社の経費)を用いた視察というからには、少なくとも以下の基準を満たすもので あることが必要です。

- ●基準1 <現地でないと情報がとれないもの>
 - インターネット・電話・手紙などの収集手段では内容把握ができないからこそ現 地に行くのであるから、当然、視察を行う前の下調べとしてかかる調査がなされ たかがコインの表裏の関係にあるものとして重要になってくる。
- ●基準2 < 視察目的が明確に政務に資するもの> 視察調査の結果が名古屋市政の課題、或いは現在と近い将来に反映できるとの具 体的な根拠が必要であることは当然である。
- ●基準3 <調査項目が明確であること>

調査は(人、物、金)の観点からもまとめ、主に現地でしか得られない項目を 結果として報告できるものであること。

このような観点からみたとき、残念ながら、今回議員個人でアンケートの回答をいただいた視察も含め、なぜ海外に行かなければならなかったか、という私たちの根本的な疑問に応えていただけるものはありませんでした。議員個人として、現地に赴いたために参考になった事柄はあったとしても、それは議員の個人的な経験や知識が高まったという、個人のレベルを超えないものであって、わざわざ市民が納めた公費を財源として行わなければならなかったか、多いに疑問です。すくなくとも民間企業ではこの程度の視察に経費を使うことは許されません。

また、日曜日を含む視察が複数行われていることも問題です。視察先から説明を うけることを念頭におけば、日曜日を含める視察日程を調整することは日程として もっとも避けるべきです。しかも視察内容から見て、日曜日を含む当該日程で視察 を行わなければならないほどの緊急性もありません。この、日曜日を含む視察日程 を組むこと自体、視察を休暇の一部としていることの現れではないでしょうか。

4, まとめにかえて

今回の結果はいずれも私たちがアンケート調査をして初めてわかった事柄です。 しかし、これらは本来、議員が自発的に市民に発表すべきと思います。現在、市議 会において広報費の増額を議論していることが報道されています。議会の情報公開 が進むことは大賛成ですが、議会での情報公開の議論には、私たちは違和感を覚えます。自らに都合の悪い政務調査費について十分な情報公開もしないまま、自らに都合の良い広報のためのカネがほしい、としか思えないからです。

本当に議会の情報公開をすすめたいのであれば、①議員個人がホームページで 視察内容を報告することで、議会の情報公開の必要性、重要性を市民にアピールす ることこそ、最初に手を付けるべきでないでしょうか。次に、②政務調査費の視察 報告書を紙で議長に提出させ、情報公開の対象とさせること、③議会として公式ホ ームページを充実させて情報公開・広報のツールとすること。これらこそカネもか からず、情報公開をすすめたい、という議会の姿勢をもっとも良く広報できるから です。

以上